

肝付町住宅用高効率給湯器導入補助金交付要綱の一部を改正する要綱
新旧対照表

改正後	改正前
(交付の申請) 第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、肝付町住宅用高効率給湯器導入補助金交付申請（請求）書（様式第1号）に必要な書類を添えて、工事引き渡し日から<u>12</u>月以内に町長に提出しなければならない。 以下 略	(交付の申請) 第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、肝付町住宅用高効率給湯器導入補助金交付申請（請求）書（様式第1号）に必要な書類を添えて、工事引き渡し日から6月以内に町長に提出しなければならない。 以下 略